

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【公開番号】特開2013-111148(P2013-111148A)

【公開日】平成25年6月10日(2013.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2013-029

【出願番号】特願2011-258540(P2011-258540)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 U

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月28日(2014.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

入賞成立に基づいて円板状の遊技媒体が払い出される払出口と、その払出口から払い出された遊技媒体を受け止めて貯留する受皿とを備えた遊技機において、

前記払出口が形成された前面の前方に突設される支持部材と、

その支持部材と前記受皿との間に介設され、前記遊技機の前方または左右に傾倒する方向へ前記受皿を回動可能に軸支する軸部とを備え、

前記受皿は、

前記遊技媒体を起立状態で厚さ方向に重ねて収容できる凹条が形成されると共に周囲が側面で囲まれる底面と、

その底面に形成されると共に、前記凹条における前記遊技媒体の重ね方向の両端部の各々と前記側面との間に所定の隙間を形成する隙間形成部とを備え、

前記軸部の軸方向と前記凹条に収容される前記遊技媒体の重ね方向とが同一方向であることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記隙間形成部は、一部が凹欠されて前記凹条における前記遊技媒体の重ね方向の端部に連設される凹欠部を備えていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、入賞成立に基づいて円板状の遊技媒体が払い出される払出口と、その払出口から払い出された前記遊技媒体を受け止めて貯留する受皿とを備えたものであり、前記払出口が形成された前面の前方に突設される支持部材と、その支持部材と前記受皿との間に介設され、前記遊技機の前方または左右に傾倒する方向へ前記受皿を回動可能に軸支する軸部とを備え、前記受皿は、前記遊技媒体を起立状態で厚さ方向に重ねて収容できる凹条が形成されると共に、周囲が側面で囲まれる底

面と、その底面に形成されると共に、前記凹条における前記遊技媒体の重ね方向の両端部の各々と前記側面との間に所定の隙間を形成する隙間形成部とを備え、前記軸部の軸方向と前記凹条における遊技媒体の重ね方向とが同一方向である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項2記載の遊技機は、請求項1に記載の遊技機において、前記隙間形成部は、一部が凹欠されて前記凹条における前記遊技媒体の重ね方向の端部に連設される凹欠部を備えている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0178

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0178】

遊技機16によれば、遊技機15の奏する効果に加え、軸部の軸方向と凹条に収容される遊技媒体の重ね方向とが同一方向であるので、受皿が傾倒された場合には、凹条に起立状態で収容された遊技媒体を凹条から転がり易くできる。これにより、凹条に起立状態で収容された遊技媒体を収容箱へ移し替え易くできる効果がある。

<その他>

円板状の遊技媒体（所謂メダルやコイン等）を使用して遊技を行う遊技機の代表例としてスロットマシンがある。このスロットマシンは、前面が開口する箱型状の筐体と、その筐体の前面の開口に開閉可能に取着される前面枠とを備えている。その前面枠の下部には、払出口から払い出された遊技媒体を受け止めて貯留する受皿が設けられている。遊技中に多量の遊技媒体が受皿に溜まった場合や、溜まった遊技媒体を景品と交換する場合には、遊技者は、受皿から遊技媒体を搔き出して収容箱（所謂ドル箱）（登録商標）へ移し替える。受皿から搔き出された遊技媒体は収容箱に乱雑な状態で収容されるので、収容箱内の遊技媒体の枚数を把握することは困難であった。

そこで、収容箱内の遊技媒体の枚数を容易に把握するため、収容箱の底面に、遊技媒体を起立姿勢で厚さ方向に重ねて収容できる凹条を形成する技術が開示されている（特許文献1：特開2001-231917号公報）

しかしながら、上記のような技術では、遊技媒体を受皿から収容箱に移し替えなければ受皿内の遊技媒体の枚数を把握できないという問題点があった。

本技術的思想は、上記例示した問題点等を解決するためになされたものであり、受皿に貯留した遊技媒体の枚数を容易に把握できる遊技機を提供することを目的としている。

<手段>

この目的を達成するために技術的思考1記載の遊技機は、入賞成立に基づいて円板状の遊技媒体が払い出される払出口と、その払出口から払い出された前記遊技媒体を受け止めて貯留する受皿とを備えたものであり、前記受皿は、前記遊技媒体を起立状態で厚さ方向に重ねて収容できる凹条が形成されると共に、周囲が側面で囲まれる底面と、その底面に

形成されると共に、前記凹条における前記遊技媒体の重ね方向の両端部の各々と前記側面との間に所定の隙間を形成する隙間形成部とを備えている。

技術的思^想2記載の遊技機は、技術的思^想1記載の遊技機において、前記払出口が形成された前面の前方に突設される支持部材と、その支持部材と前記受皿との間に介設され、前記遊技機の前方または左右に傾倒する方向へ前記受皿を回動可能に軸支する軸部とを備え、その軸部の軸方向と前記凹条における遊技媒体の重ね方向とが同一方向である。

技術的思^想3記載の遊技機は、技術的思^想1又は2に記載の遊技機において、前記隙間形成部は、一部が凹欠されて前記凹条における前記遊技媒体の重ね方向の端部に連設される凹欠部を備えている。

<効果>

本技術的思^想によれば、受皿に貯留した遊技媒体の枚数を容易に把握できる。